平成２７年（フ）第１３号
青森県北津軽郡板柳町大字大俵字和田196番地
債務者　白戸　信子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
熊本市中央区帯山３丁目１番２―105号　竜蛇平団地
債務者　藤城　英代
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
熊本市中央区黒髪４丁目14番35号　明和荘107号
債務者　坂本　勝幸
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
山口県光市虹ケ浜１丁目14番１―５号　幸町住宅15号
債務者　中本サエ子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１０４号
名古屋市西区押切１丁目２番12号　成田ビル201号、従前の住所名古屋市西区浄心２丁目９番12号　ＷＥＳＴ　ＰＯＩＮＴ604号
債務者　酒井　幸治
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊前長根132番地27
債務者　田中　智明
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４号
福島県郡山市並木５丁目４番地の24　並木住宅５号
債務者　古賀　　勝
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５４７号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目８番10号　コーポみどりＡ棟205
債務者　安田　文子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６５号
千葉県松戸市馬橋521番地の５
債務者　新見　彩香（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３３号
石川県河北郡内灘町字大根布６丁目65番地インペリアルワン303号、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地272、従前々の住所金沢市福増町北1121番地
債務者　松川　千鶴
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
金沢市泉が丘２丁目11番32号　ドリームＡＹ302号
債務者　高下三保子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
石川県白山市富光寺町210番地
債務者　樋渡　善成
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
石川県加賀市山中温泉東桂木町ヌ52番地４、従前の住所石川県加賀市山中温泉本町２丁目ナ30番地
債務者　末広こと　髙橋　政利
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１９号
長野県松本市波田373番地　三溝ハイツ106
債務者　忠地　芳秋
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３０号
長野県松本市大字里山辺12087番地１　なごやかレジデンスあがたの森
債務者　村上　紀昭
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８４号
兵庫県尼崎市蓬川町14番地
債務者　広田順子こと　丁　　玉順
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３号
愛媛県宇和島市川内甲2583番地９
債務者　稲葉　希美
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部